

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について

を収集できる今、改めて官途状類の問題を包括的に検討し直す必要があるだろう。

木下 聰

はじめに

中世後期の武家発給文書に、官途状・一字状・名字状・加冠状と呼ばれる文書群がある。これら官途状類は管見では十四世紀から十九世紀に至るまで、のべ約一万通が確認される。しかしこれほどの数がありながら、官途、或いは一字・二字（名字、以下苗字は姓、名字は二字を指す）を与える内容のみの文書が大部分であるため、從来十分な検討がなされてこなかった。古文書学的にも、概説書などにただその存在が指摘されるのみであった。

初めてこれら官途状類の体系的・網羅的な検討を行ったのが加藤秀幸氏の論考である。⁽²⁾ 加藤氏は、一字書出と官途状の形式を全國規模で年次的に辿りながら、その種々の形式の典型的な例や変化について考察し、両者が時代の降るにつれて混淆・変異し、各家・各地方の特色を見せるようになるとしている。ただ、全国の一字書出と官途状とを一括して編年にしたことで、各大名毎の考察や相互の関係については不十分に感じられる。また加藤氏以後、このような官途状類についての研究は、各家毎になされているが、そのほとんどは官途状が発給されている事実を指摘するに留まっている上に、他家と比較検討した研究はさらに少なく、全國規模で見た研究は全くない。⁽⁴⁾ 自治体史の整備が進み、より多くの事例

以下では紙幅の関係もあるので、のべ約六千五百通になる全国の官途状について、各家毎の考察を必要最小限に留めながら検討を行う。加冠状・一字状についてはまた稿を改めて検討したい。収集した官途状の形式を並べて比較検討すると、大まかな形式の傾向が見出せる。それを大きく分けると、推舉文言を含む官途状系、將軍足利家の御内書を源流とする御内書系、そしてその他他の形式の三つの系統に分類できると考えられるので、以下ではこの三つそれぞれについて考察を加え、その上で官途状全般に関する検討を行う。また各章の最後には官途状の系統図を載せておいたので、併せてご参照願いたい。なお以下で官途とは受領・京官を含めた広い意味での官途を指し、太郎左衛門や五郎兵衛といった排行と「（左）衛門」・「（左）兵衛」とが組み合わさったものや、源助・權丞といった「（左）助」・「（左）丞」などの四等官を含むものも官途と見なしており、四等官を含まない「小三郎」・「与次」などは仮名として官途の枠外に置いている。

第一章 官途挙状系

ここで以下に述べる官途挙状とは、文中に京都・公家へ推舉する、あるいは単に「挙申」のみといった文言を文中に含む官途状を指す。これは次に掲げる史料1のような、鎌倉幕府の成功任官御免の御教書を源流とする形式である。

史料1 関東御教書⁽⁵⁾

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

崇福寺修造功事、所被挙申縫殿允也、於功錢三十貫文者、早可令送寺家之状、依仰執達如件、

嘉曆二年五月廿五日

安富弥^(貞泰)三郎殿

相模守時(赤橋維貞)花押
修理大夫(花押)

文言としては成功の名目、官途を「挙申」、功錢額、「送寺家」の四つを含む。この形式は尊氏政權下でも引き続き採用され、足利直義がその発給を担っていた。⁽⁶⁾ただ史料2に見られるように、文言としては功錢額が記載されなくなり、宛所も文中に内包され、奉書形式から直状形式へと変化している。なお花押位置は当初日下であったのが、幕府内での地位向上とともに史料2のような袖判へと変化している。

史料2 足利直義官途挙状⁽⁸⁾

(足利直義)
(花押)

三浦和田四郎兵衛尉茂実下野權守所望事、為高山寺修造召功内、所挙申也、於成功者、早可令送寺家之状如件、

貞和五年五月十三日

だが觀応の擾乱をきっかけに、成功とは関係なく官途推挙が行われるようになる。それは尊氏・義詮によつて出されたもので、史料3はその一例である。

史料3 足利義詮官途挙状⁽⁹⁾

讀岐守所望事、所挙申公家也、早可令存其旨之状如件^(足利義詮)

康安元年八月十日
(花押)

相馬治部少輔殿

成功を示す文言を含まず、ただ所望の官途を公家に「挙申」、その旨を存するようにと述べている。署判の位置や若干の文言のズレ、或いは成功任官の挙状の名残で、文頭に誰々が所望する官途の事として宛所を内包するなどの違いがあるものの、以後は基本的にこの形式で官途挙状が出されるようになる。そして成功任官は姿を消すこととなる。⁽¹²⁾ただこうした將軍による官途挙状は義満期を最後に出されなくなる。⁽¹³⁾これは義満が治天の諸権能を吸収し、政治的位置を向上させていったことで、將軍自ら挙状を出すことが無くなつていったのであろう。

なお將軍が幼少で管領が政務を代行する場合、管領が官途挙状を出すことが行われた。義満期の細川頼之や義政期の畠山持国が該当し、「所被仰下也、執達如件」の書止文言、つまり御教書形式で出されていた。この管領の出す官途挙状の流れを汲むのが河内・能登畠山氏の官途状⁽¹⁶⁾で、推挙文言がない、直状形式であるといつた違⁽¹⁷⁾いがある。また奥州探題であった大崎氏が天正年間に出した官途状もこの形式に類似している。

奥州探題や九州探題では尊氏に少し遅れて出すようになり、奥州探題では觀応三年(一三五二)に吉良貞⁽¹⁸⁾家が、九州探題でも同年に一色範⁽¹⁹⁾氏が出し始めている。形式的には直状形式で官途名を記した署判を用いている。ただ吉良貞家の発給した官途挙状では、当時尊氏が関東にいたことにより、「京都」ではなく「関東」に「挙申」しており、奥州探題が尊氏管轄下にあったことが窺われる。また、陸奥と出羽が鎌倉府の管轄下とされて奥州探題が設置されない時期には、それまで奥州探題であった大崎氏は引き続き

官途舉状を出し続けているが、鎌倉公方麾下にあるという建前上(21)。また足利義満(22)。

が文言も奉書形式になつてゐる。なお奥州探題では康正二年（一四五七）を最後に、九州探題では文明七年⁽²³⁾（一四七五）を最後に確認されなくなる。

一方南朝勢力ではどうであつたのか。こちらは成功での任官を確認することが出来ない。官途の推挙は北畠頼家・親房・頼信、新田義興⁽²⁷⁾、常陸親王、征西將軍⁽²⁸⁾などに見られ、各地の軍事拠点の中心人物がこうした推挙を行つていてることがわかる。特に北畠親房・頼信の挙状は、尊氏・義詮の官途挙状にも影響を与えていたとも考えられる。

史料4 北畠親房官途舉狀

(北畠親房
(花押)

修理權大夫所望事、被舉申也、且可令存知給之由所也、仍執達如件、

刑部少輔秀仲
興國元年十月十日
三四
結城大藏大輔殿(親朝)

結城大藏大輔殿

十五世紀半ばになると守護でも官途挙状を出し始める。まず駿河今川氏において確認され、形式文言は奥州・九州探題とほぼ同様で、奥下署判を用いている。⁽³²⁾ ただ今川氏では範忠を最後に見られなくなり⁽³³⁾、氏親以降では一字状は見られるものの、官途挙状も官途状も確認されない。また管領細川氏には、文書として現在確認し得ないが、「細川家書札抄」に「受領任官所望之時書出様事」として次のような書札があることから、出されていたであろう。⁽³⁴⁾

史料5 「細川家書札抄」

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

近江守所望事、可舉申公家之狀如件

年号月日

次に大内氏について検討する。大内氏の官途挙状は戦国大名の官途状を語る場合必ず引用されるため、その存在はよく知られている。そしてこの官途挙状が京都へ推挙するという文言を含むことから、大内氏は将軍・朝廷への「推挙」という虚構⁽³⁶⁾に正当性を求めたのだとされている。⁽³⁷⁾確かに大内氏にはそのような性格が他の大名よりも色濃いので、そのような側面があつたのは確かであろう。だが大内氏が官途挙状を用いたのは果たして京都への正当性を求めたことのみに帰結してよいのか、大内氏における官途挙状をもう少し深く検討する必要があるだろう。

大内氏の官途状の初見は教弘の出した官途状³³であるが、これは官途状の形式ではない。つまり大内氏では当初官途状を用いていなかつたのである。大内氏の官途状は政弘期の後半に出され始め、現在確認し得た中での官途状の初見は史料6として掲げた長享二年（一四八八）三月二十六日付仁保太郎宛である。この前後に出来始めたとするならば、そのきっかけとなつた要因として挙げられるのが、その前年末に九州探題渋川万寿丸が家臣によつて討たれたことである。³⁹九州探題渋川氏はその後も大内氏の庇護下に存続し続けるが、万寿丸の討死は渋川氏の没落を決定づけたと言え、大内氏は渋川氏の代わりに渋川氏がそれまで出していた官途状を出し始めたと言えるのではないだろうか。⁴⁰それでは大内氏の官途状形式はどうであつたのか。

史料 6 大内政弘官途举状

六九(二五七三)

研究ノート

七〇(一七四)

左近将監所望事、可令舉之狀如件、

長享二年三月廿六日

(大内政弘)
(花押)

仁保太郎殿

史料7 大内義興官途舉状⁽⁴²⁾

數年於岩戸在城馳走之由麻生右衛門大夫家明注進之狀一見候、尤神妙候、仍為其賞、令吹舉彈正忠者也、弥可抽忠節之狀如件、

永正十三年八月二日

(大内政弘)
(花押影)

武藤次郎殿

史料8 大内義隆官途舉状⁽⁴³⁾

備中守所望事、可令舉敷奏之狀如件、

天文十六年八月十二日

(大内義隆)
(花押)

毛利少輔太郎殿⁽⁴⁴⁾

史料9 大内義隆袖判官途狀⁽⁴⁵⁾

(大内義隆)
(花押)

平宗秀可為次郎左衛門之由、所被仰下也、仍狀如件、

天文十一年三月廿三日

(大内義隆)
(花押)

右衛門尉奉⁽⁴⁶⁾
安房守奉⁽⁴⁷⁾

初期ではただ「挙」すとあるのみであったが、じきに「京都」に「挙申」すという文言に変わる。永正五年に足利義稙を奉じて上洛すると、在京していることもあるって、ただ「吹挙」する、あるいは「公家」に挙すという文言に変化する。そして天文十一年から十二年にかけて、おそらく尼子氏との合戦での大敗を立て直す政策の一環として、官途挙状の文言も「可令挙敷奏」という文言

に変化している。なおこの「敷奏」の文言は義隆一代のみで、義隆の跡を継いだ義長は元の「京都」に「挙申」す形式へと復している。

ところで大内領国下では、その影響を受けて官途挙状を用いる家が多く見られる。列挙すると安芸小早川・毛利氏⁽⁴⁶⁾、肥前平戸松浦氏⁽⁴⁷⁾、豊前野中氏⁽⁴⁸⁾、豊後田原氏⁽⁴⁹⁾、筑前宗像氏⁽⁵⁰⁾などである。このうち前の三家は、大内氏と同様な京都への推挙文言を含む形式の官途挙状を出している。一方後の三家の官途挙状は、京都へ挙申という文言はなく、ただ「挙」すことが記されていて、大内氏の初期の官途挙状形式の流れを引いている。

なお大内氏は、先行研究からは官途挙状しか出していなかつたようにもとられるが、商人などに対しては史料9のような推挙文言を含まない官途状も出していた。⁽⁵¹⁾

また大内氏と敵対関係にあつた少弐氏も、大内氏とほぼ時を同じくして官途挙状を出し始めている。⁽⁵²⁾おそらく発給契機も大内氏と同様であると思われる。文言形式は「挙京都可申」と「京都」が先に記されるのが特徴である。これは少弐氏家臣であつた龍造寺氏の官途挙状でも同様である。龍造寺氏は隆信が大内義隆から山城守の官途と「隆」の一字をもらい受けていることからわかるように、大内氏に従属していた時期があつたが、官途状においては少弐氏の影響を強く受けていることがわかる。

対馬の宗氏においても官途挙状は確認される。宗氏は少弐氏の家臣であったが、官途挙状を出したのは少弐氏より早く、応永二年(一四一四)十一月二十八日が初見である。宗氏の官途挙

状は貞茂・貞国期に多く出され、その他の当主は官途状を用いていた。なお天正十四年（一五八六）八月六日付の宗義智官途状写が現在確認した中での官途状の終見である。

豊後の大友氏では官途状は確認されず、代わりに次のような官途状が主に出された。

史料10 大友政親官途状⁵⁷

伯耆守所望之由承候、可存知候、恐々謹言、

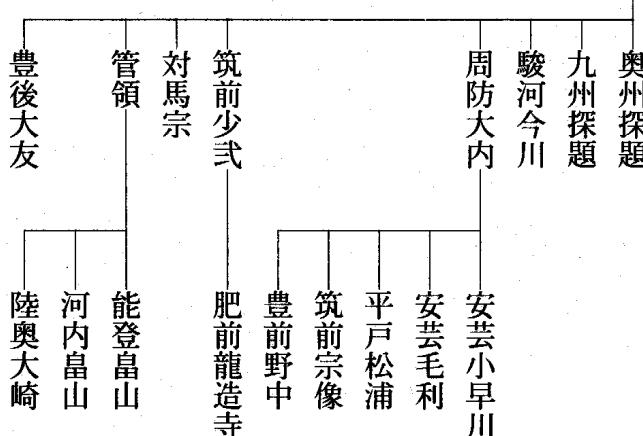
政親（花押）

史料11 足利義政御内書案⁵⁸
受領事、任相模守候、可得其意候也、

三月十日

長野三郎次郎殿

文言としては将軍家の官途状から推挙文言を省いた形となり、年号を記さず書状形式となっている。



ここでは室町殿の御内書形式で出された官途状について検討する。御内書形式で出された官途状というのは次の史料11のようなものである。

第二章 室町殿御内書系

上杉相模守殿^{房定}

これは越後守護上杉房定に対し出された足利義政の御内書で、相模守に任じることを伝えた御内書である。口宣案に義政が袖判を据えたことがわかる御内書⁵⁹から、実際に口宣案も出されたことがわかる（口宣案自体は現存せず）。この場合、御内書と口宣案のどちらが先に出されたかは、口宣案の日付が分からいために不明だが、大友義鎮の左衛門督任官で、口宣案と御内書が同日付で出されていること、大内義長が左京大夫に任官した時に、御内書の日付が「歴名土代」記載の日付よりも前であること⁶⁰、そして口宣案の日付を勅許の日ではなく、武家御免の日で出してもらう事例があること⁶¹から鑑みると、御内書が先に出されたか同日発給のいずれかであったのであろう。つまりこの御内書は、当初室町殿が任官を許可するのを伝えるために出されていたのが、後にはそれのみで任官が完結する性格をもつようになつていったのである。

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

研究ノート

七二(一五〇)

明である。『親元日記』文明十五年（一四八三）五月十九日条に、

六角定頼が大膳大夫任官を申請した時に提出した証文に「普広院

殿様御内書正文」があり、義教の時代に始められた可能性がある

が、史料上実際に確認されるのは右に挙げた史料11が最初である。

これ以後室町殿が御内書で官途授与を行うようになる。右でも述べたように、これは口宣案発給も伴つてのことから、第一章で述べた官途挙状に通じる点があるが、時代が下り義輝期の御内書官途状では、口宣案を伴わない御内書単独での任官が多くなる。⁽⁶³⁾ この場合、口宣案を伴う任官とどれほどの違いがあつたのか問題となる。永禄三年（一五六〇）の毛利氏と安芸国衆の任官を例に取ってみると、毛利元就・隆元父子が袖判口宣案を受けているのに対し、小早川・熊谷・天野などの国衆の任官は御内書のみで済ませている。⁽⁶⁴⁾ ことから口宣案を伴う正式な任官がより重く受け取られていたようである。⁽⁶⁵⁾

官途挙状と同様に、室町殿が任官授与に御内書を用い始めたことは各地に波及する。中でもそれが端的なのは関東への波及である。鎌倉公方とその後身である古河公方では、官途挙状や官途状はそれまで出されていなかつた。すなわち、鎌倉府では管國⁽⁶⁶⁾下の武士の官途推挙を行つていたことは南北朝期まで確認されるが、官途挙状という文書の形で行つていたことは確認できず、また基氏から持氏までの鎌倉公方四代及び古河公方初代となる成氏にも官途挙状は一通も確認されない。ところが時期としては右の義政御内書が出されたのにやや遅れて、政氏の代になつてから官途状が出され始める。

史料12 足利政氏官途⁽⁶⁷⁾

受領事申上候、可有御心得候、謹言、

（足利政氏）
（花押）

十月十五日

高尾張守殿

形式としては、「～に任じる」の部分が「申上候」に変わつている以外は、書状形式で無年号であるところに共通点がある。

古河公方が官途状を発給し始めたことで、その勢力基盤である北関東地域（常陸・下野・下総及び安房）でも官途状が発給されるようになる。それは常陸佐竹氏や下総結城氏、下野宇都宮氏などである。これらの領主が官途状を発給し始めるのは、概してそれが上位権力からの自立化（完全にではなく一定の距離を保つもの）と支配領域における公権力化を果たした時点であり、十五世紀末から十六世紀半ばにかけてである。例えば佐竹氏は永正元年（一五〇四）に有力庶家山入氏を滅ぼして、佐竹宗家としての地位を確立すると共に家臣団統制を行い始めた義輝期に、官途状を本格的に発給し始めている。また小山氏では古河公方の影響下から脱した永禄三年以降官途状発給が盛んになっている。関東ではその対象となる上位権力は古河公方ということになるが、その官途状形式は、実際には古河公方の形式を踏襲したものを使つた。これに該当するのは、常陸佐竹氏⁽⁷⁰⁾、下総築田・結城・多賀谷⁽⁷¹⁾・高城氏⁽⁷²⁾、安房里見氏⁽⁷³⁾、下野宇都宮・壬生・小山・皆川・足利⁽⁷⁴⁾・長尾氏⁽⁷⁵⁾である。この中で高城・壬生氏では、十七世紀に旧臣宛に出された官途状にのみこの形式が用いられているが、関

東、少なくとも古河公方の影響下にあつた地域ではかなり普遍性

を持った形式であったと言える。⁽⁸¹⁾

第三章で述べるように、彼等は古河公方形式のみを用いていたわけではないし、この形式が官途状の中で占める割合の少ない家もある。それでも古河公方と同形式の官途状を出している点に、

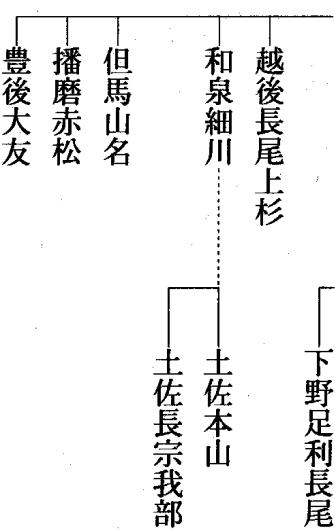
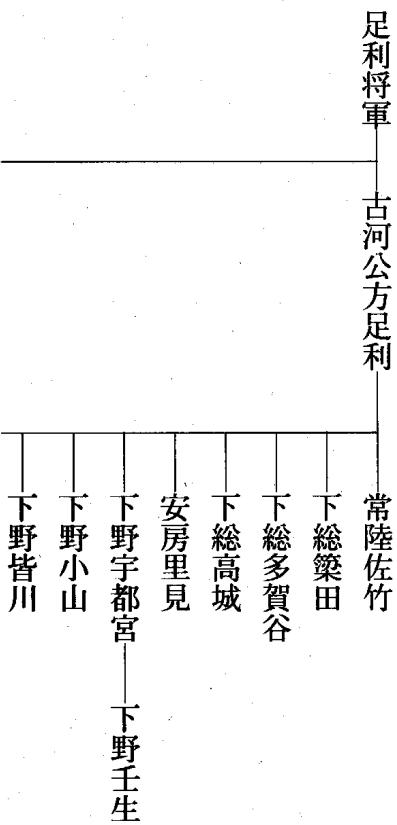
北関東に古河公方の影響力が隱然と存在していたことが窺えよう。

越後の長尾上杉氏の官途状形式も御内書形式を受け継いだものである。⁽⁸²⁾ 長尾上杉氏では官途状が出され始めるのは遅く、元亀年間から確認される。⁽⁸³⁾

和泉細川氏にも同形式の官途状が確認される。⁽⁸⁴⁾ また土佐本山・⁽⁸⁵⁾

長宗我部氏⁽⁸⁶⁾にも似た形式の官途状が確認される。ただ、この両氏を含め土佐の領主の官途状は、次節で述べるような特定地域に共通した官途状形式は見当たらない。その一方で官途状よりも苗字を与える事例が多いというのも特色の一つである。⁽⁸⁷⁾

その他山名・赤松氏にそれぞれ一通のみ確認される官途状も、この御内書形式の官途状に分類される。また大友氏の官途状にも同様な形式を用いる官途状が確認される。⁽⁸⁸⁾



第三章 その他の系統の官途状

ここでは先に検討した以外の、ある特定の地域・階層に見られる官途状の形式について述べたい。

○守護系

史料 13 京極政経官途状

官途之事、不可有子細之状如件、

文亀元年十二月廿七日

(殿脱力)

(京極政経)
(花押)

神西左京亮

これは室町期に守護であった家に共通して見られる形式で、官途の事は子細ないという文言を用いる。この形式が確認されるのは山内上杉氏⁽⁹⁰⁾・京極氏⁽⁹¹⁾（出雲）・和泉守護細川氏⁽⁹²⁾・若狭武田氏⁽⁹³⁾・周防大内氏⁽⁹⁴⁾・対馬宗氏などである。大内氏については、先にも述べたように官途状を出し始める以前の官途状がこの形式である。時期的には十五世紀中頃から十六世紀にかけて確認される。ただ対馬宗氏以外は、現在確認される発給文書総体が少ないと認めか、官途状も各家十通に満たない。

○瀬戸内系

史料14 毛利輝元官途状⁽⁹⁵⁾

任 兵庫頭

天正拾八年正月九日

平賀新四郎殿^(元相)

輝元(花押)

これは瀬戸内海沿岸部に確認される形式で、伊予河野氏⁽⁹⁶⁾・村上氏⁽⁹⁷⁾・安芸小早川・毛利氏⁽⁹⁸⁾などに確認される。京官の場合は「任」(毛利氏では当初「任官」)、受領官の場合は「受領」と頭に記し、与える官途をその次に記す形式である。

○北関東系

史料15 宇都宮成綱官途状⁽¹⁰⁰⁾

於今度当地神妙ニ走廻之條、感悅候、仍官途任望候、謹言、

十一月廿六日

(宇都宮成綱)
(花押)

史料16 小山秀綱官途状⁽¹⁰¹⁾

乱中走廻神妙致之候、御悦喜候、仍官途任望候、如件、

天正三年九月

史料19 王生孝亮官途状写⁽¹²²⁾

黒子彦作正勝、右以件人、宜任治部丞状如件、

史料20 島津義久官途状⁽²³⁾

相属美濃守、走廻之条、神妙之至候、仍名国司被下之候、謹言、

正月十四日

(足利義氏)
(花押)

太田下野守殿

北関東地域においては、第二章で述べた古河公方形式のほかに、いくつかの共通した形式が確認される。まず史料15に代表されるような「官途遣之」・「官途成之」といった文言を用いた官途状(便宜上北関東①形式とする)で、これは常陸佐竹⁽¹⁰³⁾・小田⁽¹⁰⁴⁾・江戸⁽¹⁰⁵⁾・真壁氏⁽¹⁰⁶⁾、下野小山⁽¹⁰⁷⁾・宇都宮・壬生氏⁽¹⁰⁸⁾、下総高城⁽¹⁰⁹⁾・多賀谷⁽¹¹⁰⁾・結城氏⁽¹¹¹⁾などに見られる。また史料16は官途は望みに任せるという趣旨の文言の官途状である(北関東②形式)。これは常陸佐竹・真壁氏、安房里見氏⁽¹¹²⁾、下野小山氏に見られる。そして史料17は、官途を「被下」れる、また「被成下」れるとの文言を持つ官途状(北関東③形式)で、古河公方、下総築田⁽¹¹⁵⁾・結城氏⁽¹¹⁶⁾、常陸大掾氏⁽¹¹⁷⁾、下野小山⁽¹¹⁸⁾・宇都宮⁽¹¹⁹⁾・皆川氏⁽¹²⁰⁾に見られる。

○口宣・口宣案に由来する形式

史料18 德川秀忠官途状⁽¹²¹⁾

宜任

松平長門守^(毛利秀就)

慶長拾三年九月十三日

史料19 王生孝亮官途状写⁽¹²²⁾

黒子彦作正勝、右以件人、宜任治部丞状如件、

史料20 島津義久官途状⁽²³⁾

相属美濃守、走廻之条、神妙之至候、仍名国司被下之候、謹言、

正月十四日

(足利義氏)
(花押)

天正七年三月一日

義久（花押）

天草大夫殿

これは口宣・口宣案の形式に由来する官途状である。具体的には、口宣案に含まれる「宜任」⁽¹²⁴⁾という文言を含んでいるのが特徴である。徳川氏では秀忠にのみ右に掲げたような官途状が確認される。⁽¹²⁴⁾島津氏もこれ以前には、任官を行っていることは確認されたが、官途状と見なせる文書は出しておらず、これ以降も見当たらない。また史料19は公家である官務壬生氏が出した官途状で、官務壬生氏が下野壬生氏の旧臣と交流するようになつた後に出来た官途状である。

○他とは異なる独立した形式

史料21 千葉昌胤官途状写⁽¹²⁵⁾

官途

天文

十一月十五日

昌胤（花押影）

元年

井田刑部太輔殿

史料22 武田勝頼官途状⁽¹²⁶⁾

（龍朱印）

小倉七左衛門
天正四年子丙

二月吉日

ここまで述べてきた以外の形式を用いている例もいくつか確認される。ここで全部に言及するのは困難なので、多数出されてい

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

るもののみ掲げる。史料21は上総千葉氏の官途状で、「官途」とだけ書き出すのは他にも見られる形式であるが、年を元号と年数とに分割し、その間の行に月日を記す形式は他には見られない独特なものである。史料22は甲斐武田氏の官途状である。武田氏の官途状は大部分が史料22のように、袖に龍朱印を据え、与える官途と苗字とを一緒に記して宛所に代え、年月日を備えたものである。淵源は南北朝期や北奥羽によく見られる名字状⁽¹²⁷⁾であろう。ただ与えられた階層を見ると、武田氏家臣団中で高い位置にあるものは見えないので、中下級の家臣には右のような官途状形式で出し、大身、或いは有力國衆には判物形式の官途状を出していたのである。

また後北条氏では当主五通、一族十三通の計十八通が確認出来るが、当主の官途状には定まった形式がなく、全体に古河公方の影響を受けていない⁽¹²⁸⁾一方で、西国の官途状に近い形式で出されている。当主の官途状が発給文書の一パーセント程しか占めていない⁽¹²⁹⁾のを鑑みると（対馬宗氏はほぼ半数が官途状・名字状）、後北条氏では恒常に官途状を出していなかつたため、特に定型を持たなかつたのではないだろうか。

守護系	山内上杉	出雲京極
	和泉細川	若狭武田
周防大内	対馬宗	

研究ノート

安芸毛利 安芸小早川
伊予河野 伊予村上

北関東①

常陸佐竹	常陸小田	常陸江戸
常陸真壁	下野小山	下野宇都宮
下野壬生	下總高城	下總多賀谷

北関東②

常陸佐竹	常陸真壁
安房里見	下野小山

北関東③

古河公方	下總築田	下總結城
常陸大掾	下野小山	下野宇都宮
下野皆川		

第四章 官途状の発給された時期と地域

右では官途状の系譜をそれぞれ見てきたわけだが、ここではそれらを包括して捉えた時に、いつ頃から官途状が出され始め、また出されなくなるかという時期的問題と、官途状が出された家、出されなかつた家という、いわば地域的問題について検討したい。

七六(一五六〇)

まず時期的な問題を検討したい。官途状はすでに第一章で見たように鎌倉期から見られる。推舉文言の無い、独自に（私的に）官途を与える官途状が出始めるのは応永年間である。各家毎の官途状が出され始めた時期、つまり発給開始契機については、基本的に第二章でも述べたような、その領主が支配地域において公権力を確立し、家臣団編成・統制をし始める時期が該当する。その時期は当然家毎にまちまちなので、発給開始も異なる。

それでは官途状が出されなくなる時期とはいつになるのか。ま

ず当然のこととして官途状を発給している領主が没落・断絶するときである。ただ没落したと言っても、江戸時代に旧主が旧臣に宛てて官途状を出す例もあるので、必ずしもそうとは言い切れない。ここで注目したいのが山室恭子氏の指摘である。山室氏は天正十九年（一五九二）を境に佐竹氏の官途状が出されなくなることを、佐竹氏の文書発給システムが従来の判物中心から印判状を中心切り替わることに伴つて起きた変化の一つとして挙げている。そして判物中心の支配が人格的・個別的であるのに対し、印判状中心の支配が非人格的・官僚制的であるとしている。佐竹氏が官途状を発給しなくなつたのはこうした転換がなされた結果によるのであろう。また佐竹氏と同時期に豊臣政権下に入った宇都宮・結城氏でも同様な現象が見られ、宇都宮氏では慶長二年に改易されるまでの時期、官途状は激減している。結城氏でも家督を継いだ秀康には一通も確認されず、隠居した晴朝にのみ確認される。⁽¹³²⁾これ以後東国では、旧臣宛官途状以外に官途状はほとんど確認されなくなる。一方西国では大友氏や毛利氏が官途状を出し続けて

表 全国各大名の官途状・官途拳状・加冠一字状・仮名状類の発給数一覧表

大名名	官途	足利	28	東北地方	2	南部	0	安東	0	小野寺	0	戸沢	0		
	官途拳状		37			0		0		0		0	0		
	仮名他		2			0		0		0		0	0		
	加冠一字		12			9		14		2		19	10		
最上	0	伊達	0	田村	0	石塔吉良	0	白河	0	大崎	1	相馬	1		
	0		0		0		0		3		26	0	0		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	7		1		1				0		0	0	1		
斯波	0	葦名	0	大宝寺	0	北畠	0	関東地方	53	古河足利	77	築田	21		
	0		0		0	附 南朝	16			0	0	0	0		
	0		0		0		0		2		5	0	0		
	2		4		1				0		7	2	0		
佐竹	116	佐竹家中	45	江戸	20	小田	14	常陸大掾	11	多賀谷	17	真壁	22		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	0		0		0		0		1		0	0	0		
	117		61		0		1		1		1	1	0		
小山	46	結城	44	那須	0	宇都宮	85	宇都宮家	26	壬生	44	皆川	29		
	0		0		0		1	中	0		0	0	0		
	1		0		0		0		1		0	0	0		
	4		3		1		2		7		7	0	0		
里見	6	千葉	13	高城	7	山内上杉	3	足利長尾	7	北条	4	北条家中	18		
	0		0		0	越後上杉	0		0		0	0	0		
	0		0		0		0		0		0	1	1		
	0		4		0		1		3		8	10	0		
甲信越	3	長尾上杉	10	長尾家中	1	武田	62	穴山	17	木曾	1	真田	1		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	0		5		0		1		1		0	0	1		
	6		16		9		6		5		0	0	2		
能登畠山	2	朝倉	0	若狭武田	7	今川	0	松平	0	土岐	0	斎藤	0		
	0		0		0		3	家康將軍	0		0	0	0		
	0		0		0		0	就任前	0		0	0	0		
	0		0		0		8		6		0	0	0		
織田	0	飛驒国	2	伊勢北畠	0	近畿地方	1	細川京兆	2	和泉細川	5	六角	0		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	1		1		0		0		0		0	0	0		
浅井	0	三好	0	河内畠山	1	中国地方	1	赤松	1	浦上	0	山名	1		
	0		0		0		0		0		0	0	0		
	0		0		0		0		0		1	1	0		
	0		0		0		5		0		1	2	2		
京極	1	尼子	0	毛利	2386	小早川	9	吉川	77	毛利家中	66	大内	4		
	0		0		3		2		0		3	102			
	0		0		41		0		3		11	1			
	0		1		1091		5		115		55	20			
大内家中	9	四国地方	7	一条	3	長宗我部	3	本山	3	安芸	3	津野	2		
	8		0		0		0		0		0	0	0		
	2		1		0		1		4		1	2			
	18		3		0		2		0		0	0	1		
河野	5	村上	1	九州地方	12	九州探題	0	九州探題	0	征西將軍	0	少式	2		
	0		0		2	今川	12	一色渋川	7		0	4			
	2		1		4		0		0		0	0	0		
	0		0		37		2		0		1	5	5		
大友	207	大友家中	24	田原	27	立花	76	野中	0	原田	23	宗像	7		
	0		0		5		0		1		0	1			
	7		10		4		18		0		3	0	0		
	265		34		10		16		1		19	11			
平戸松浦	1	松浦	0	波多	4	有馬	0	龍造寺	0	鍋島	1	後藤	1		
	1		0		0		0		2		0	0			
	0		2		0		0		0		0	0			
	5		0		5		3		5		2	4			
阿蘇	2	菊池	0	相良	0	甲斐	1	伊東	0	宗	2102	宗家中	306		
	0		0		0		0		0		33	0			
	0		0		2		0		0		80	7			
	5		8		21		0		1		1571	544			
島津	3	豊臣	0	徳川	5	この他一通も官途状・一字状類が見られない大名に葛西、岩城、神保、松永、宇喜多、一色、織豊系大名、徳川系大名等がある。本願寺には法名書出があるがここでは省く、また近世発給のものも数に含めてあり、これは今後の調査により増える余地がある									
	0		0	幕府成立	0		0		0		0				
	0		0	以後	0		0		0						
	14		0		17										

研究ノート

七八(二五二)

いる。山室氏はこれについても、支配体制の大変動にあって家臣との個人的絆を繋ぎ止めることで、家臣の動搖を抑える役割を負ったのではないかと指摘している。毛利・宗氏において天正十六年以降官途状・加冠状が増加していることからすると、従うべき意見であろう。⁽¹³⁴⁾

それでは近世の西国大名の官途状発給はどうであったか。毛利・立花・宗氏に官途状発給が確認される。毛利氏の場合、官途状は江戸末期まで確認されるが、秀就が死去した後は数量が著しく減少し、受給者も大身の家臣にのみ限られ、形式も次の史料のように変化する。

史料23 毛利宗広官途一字状⁽¹³⁵⁾

可為 大藏

延享二年三月廿七日

毛利七郎殿

宗広(花押)

それまで使っていた「任」から「可為」と文言が変化し、四等官部分もとれて、官途を与えるという意味合いが薄れている。⁽¹³⁶⁾ 紹広以降の萩藩における藩主の判物の持つ意味や機能、藩主の権力のあり方に変化が生じたのではないかという指摘からすると、官途状もその方針の一環として一部家臣以外には出されなくなったのであろう。

宗氏の場合は、義成期まで官途状は出されるが、次の義真期になつてやや性格を変え、ついには出されなくなる。それについて次のような史料がある。

史料24 宗義真官途状⁽¹³⁷⁾為仮名、主殿助事遣之者也、仍如件、
寛文元年

十月廿七日

義真御判

多田左門とのへ

与えているのは明らかに官途である主殿助であるが、わざわざ「仮名」と断っている。つまり「官途」を与えていたわけではないとあえて明言しているのである。このような官途状が暫く出された後、宗氏では官途状が出されなくなり、代わりに今まで出されていなかつた一字状が出されるようになる。⁽¹³⁸⁾

ここで注目したいのが、小宮木代良氏の、寛文四年を境として大名家臣の受領官途から「守」がなくなるという指摘である。⁽¹³⁹⁾ 実際には受領のみならず、官途總体から四等官部分(かみ・すけ・じょう)が消えていったと考えられる。そしてまさにこの寛文年間頃に毛利氏・宗氏とともに官途状が変質し、その後減少、あるいは消滅しており、このことは将軍家綱期における武家官途を考える上で重要な要素であろう。⁽¹⁴⁰⁾

次に官途状の発給された地域と発給されなかつた地域について検討したい。表に明らかなように、発給されなかつた地域とは、東北・東海・近畿地域であり、山陰・南九州にも余り確認されない。具体的に家毎でみると、東北地方では官途挙状が大崎氏によって出されているが、これは本来奥州探題に付与された権限であり、推舉文言を有さない官途状は大崎氏を含めて室町幕府存続時には確認されず、天正年間になつて若干確認出来る程度で、一

字状・加冠状が各家で確認されるのとは対照的である。東海地方では、今川・徳川・織田・斎藤氏で、今川氏は第一章で見た通り十五世紀には官途状が確認されるが、氏親以降には一字書出は確認されるものの官途状は確認出来ない。徳川氏も前述の通り秀忠が將軍時に出していたのが確認出来るだけである。また織田・斎藤両氏には一通も確認出来ない。近畿地方では浅井・朝倉・六角・三好・北畠氏には一通も確認出来ない⁽⁴⁵⁾。細川氏には少ないながらも確認されるのはすでに見た通りである。また山陰・南九州でも、尼子・山名・赤松・島津氏には確認はされるが、数は非常に少ない。ある家のみ発給が確認出来ないというのであれば、偶然史料が残らなかつた可能性もあるが、ある地域において確認出来ないのであれば、そこには何らかの理由があつて官途状が発給されなかつたと見るべきだろう。

ではどうしてこのような地域的偏差が生じたのか。加藤秀幸氏は東海・近畿地方で官途状が出されなかつたことについて、「京都の朝廷・幕府の膝下に於いては、公家・京都に奉申する地理的距離がなかつたであろうし、名は符牒とする実用主義が通り、目近に見える名ばかりの貴族の権威主義は無意味なものに見えたのであるう」としている⁽⁴⁶⁾。だが無意味であれば、官途を名乗る必要もないし、わざわざ高い費用と手間をかけて任官をしなくてもよいだろう。実際には、官途状が出されていない地域でも皆官途を名乗っているし、一国規模の領主は基本的に幕府を通じて正式な任官をしている⁽⁴⁷⁾。また官途は十六世紀を通じても、一定の秩序構築の役割を果たし続けていた。こうした状況からすれば、加藤氏

の指摘は、官途は名ばかりのものという認識に引きずられすぎていると言える。地理的距離の問題にしても、幕府・朝廷に対する家臣の任官推舉は、大内氏や幕府滅亡後の織田氏ぐらいにしか見られず、また大部分の武家の官途は自称・私任であったことからすると、そぐわない。

となると官途状が出されなかつたのはいかなる理由からであつたのか。まず考えられるのは、文書として官途を与えるという行為に、足利將軍に対する遠慮があつたのではないかとするものである。先に述べたように、東北地方では天正年間から官途状が確認されるし、越後の長尾上杉氏も幕府との関係が切れる元亀三年（一五七二）から官途状が確認され始める。南九州地域でも同様なことがあてはまるとすれば、日本列島の両端にこのような意識があつたと言えるだろう。とはいって、官途状を出していた家は將軍に対し何の遠慮もないということになるので、この理由では説明しきれない。

ここで畿内近国に目を向けてみると、この地域では鎌倉期から村落での官途成が行われていることが明らかにされている⁽⁴⁸⁾。そのような地域では、村落官途成で村の有力者が官途を称するようになった結果、村規模の小領主は守護・国人から官途を与えられるまでもなく官途を名乗ることとなる。そのために文書の形で官途をもらつたことを内外に示そうという意識が希薄となり、官途状を必要としなかつたのではないか。

また官途状を出さなかつた、或いは少なかつた後北条氏や織田・豊臣氏が、印判状を中心とした文書システムを採用し、その

研究ノート

八〇(二五四)

システムを採用した佐竹氏や宇都宮氏で官途状が姿を消していくことも無視出来ない現象である。

つまり官途状が出されるか否かという問題は、その地域における領主側の文書発給システム、そして受給者側に文書という形で任官を受けることに価値を見いだしていたかという点に左右されていたのではないか。

おわりに

以上、中世から近世にかけて発給された官途状の様々な形式と、官途状に関する一、三の問題について検討してきた。

第一～三章でそれぞれ導き出された各系統図を史料上で明確に

裏付けることはできないが、程度の大小はあれ影響を受けていた

のは確実である。こうしてみると、全国的に見て足利将軍家の発給した官途状、あるいは御内書で任官を伝える文書が、全国各地の大名の官途状の形式に大きな影響を与えていたことがよくわかる。紙幅の関係上詳しい検討は省くが、⁽⁴⁹⁾名字状・一字状でも足

利将軍家の影響が各地に及ぼされていること、足利氏の一字状の流れを汲む徳川将軍家の一字状形式も、江戸時代にまた多くの大名へ波及していくことを鑑みれば、一見形式に統一性がないよう見える官途状及び一字状も、上位権力の影響を強く受けていたことがわかる。しかも古河公方と北関東諸氏の官途状の関係に

代表されるように、発給行為自体にも影響を与えていたことが窺われるし、逆に豊臣政権傘下に入ることをきっかけに官途状を出さなくなるのも、この上位権力の影響がもたらしたと言える。織

注(1) 官途状については、相田二郎『日本の古文書 上』(岩波書店、

一九四九年)に、一字状については、同相田氏著書、勝峰月溪『古文書學概論』(日黒書店、一九三〇年)、中村直勝『日本古文書学 上』

(角川書店、一九七一年)などに指摘がある。

(2) 加藤秀幸「一字書出と官途(受領)挙状の混淆について」(『古文書研究』五号、一九七一年)。

(3) 主な研究としては、足利氏～金子拓「初期室町幕府・御家人と官

位」（同『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年）。佐竹氏、拙稿「常陸佐竹氏における官途」（『戦国史研究』四八号、二〇〇四年）。宇都宮氏・島村圭一「充行状・官途状・一字書出一下野国宇都宮氏の場合」（『太平台史窓』四号、一九八五年）、荒川善夫「宇都宮氏と家臣団」（同『戦国期北関東の地域権力』岩田書院、一九九七年）。小山氏・荒川善夫「小山氏と家臣・旧臣」（同『戦国期北関東の地域権力』岩田書院、一九九七年）。毛利氏・今岡典和「戦国期の地域権力と官途——毛利氏を素材として——」（上横手雅敬監修『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）、秋山伸隆「戦国大名毛利氏領国の支配構造」（同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年）、島津論志「毛利家臣にとっての官途—受領書出の分析を中心にして」（『六軒丁中世史研究』一二号、二〇〇五年）。大内氏・二木謙一「室町幕府の官途・受領推挙」（同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年）、脇田晴子「官位秩序の浸透」（同『天皇と中世文化』吉川弘文館、二〇〇三年）、前掲今岡論文、池亨「戦国大名の官途推挙」（『日本歴史大系普及版⁷』山川出版社、一九九六年）、山田貴司「室町・戦国期の地域権力と武家官位—大内氏の場合」（『福岡大学大学院論集』三六一一号、二〇〇四年）。大友氏・福川一徳「戦国大名の家臣団形成について—書出の分析を通じて」（『法政史論』三号、一九七六年）。宗像氏・桑田和明「宗像氏発給文書の一考察」（同『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二〇〇三年）、宗氏・荒木和憲「一五世紀対馬宗氏の権力形成と朝鮮通交権」（『年報中世史研究』三〇号、一〇〇五年）、拙稿「対馬宗氏の官途状・加冠状・名字状」（『東京大学日本史学研究室紀要』十号、二〇〇六年）。各自治体史（『結城市史第四卷古代中世通史編』、『茨城県史中世編』、『小山市史通史編¹』、『近代足利市史第一巻通史編』、『壬生

町史通史編¹』など）などが挙げられる。

(4) 前注(3)今岡論文は大内氏と毛利氏を、桑田論文は宗像氏と大内・毛利・大友氏とを、拙稿では佐竹氏と古河公方などの周囲の大名とを比較しているが、これ以外は基本的に対象とする家の検討のみである。また全国を対象とした研究には、山室恭子『中世のなかに生まれた近世』（吉川弘文館、一九九一年）があり、官途状を文書発給者個々の大名家の中での位置付けについて言及している。ただ論の主眼上官途状はあくまで発給文書の一構成要素として扱われているのみである。

(5) 「深江家文書」（『鎌倉遺文』二九八五四号）。

(6) 直義が任官を掌っていたことについては、佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」（同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年）、森茂暁「公武関係の諸侧面」（同『南北朝期公武関係史の研究』文献出版、一九八四年）など。

(7) 足利直義官途挙状（「萩藩閥閲録卷66伊藤彦右衛門」「萩藩閥閲録二」九号）は日下判か。

(8) 「三浦和田文書」（『新潟県史資料編4中世二』一二九三号）。

(9) 「相馬文書」（『福島県史7古代中世資料』一〇二号）。

(10) 足利尊氏官途挙状（「早大荻野研究室所蔵文書 島津文書」「柄木県史史料編中世三」一〇号）など。

(11) 他に二つの形式がある。一つは「入江文書」（『大分縣史料』10）⁵（五六六号）にある足利尊氏官途状で、この形式はこれ一通のみである。⁶

(足利尊氏)
(花押)

豊前守貞広

觀応二年正月廿四日

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

研究ノート

八二(一五六)

もう一つの形式は官途申請の申状に花押を据えたタイプで、一例として足利尊氏官途挙状写（「秋田藩家蔵文書十」『茨城県史料中世編IV』二五号）を次に示す。

岡本彦四郎親季申

左兵衛尉

右、蒙御免、弥為抽忠節、恐々言上如件、

観応三年卯月一日

〔足利尊氏
花押同前〕

(12) 永和二年（一三七六）七月廿日付足利義満官途挙状（「田原達三郎氏所蔵文書」『大分縣史料（10）』四八号）が將軍による官途挙状の終見である。

(13) 富田正弘「室町殿と天皇」（『日本史研究』三二九号、一九八九年）。

(14) 細川頼之官途挙状（「荒巻文書」『大分縣史料（10）』七八一號）。

(15) 畠山持国官途挙状案（「玉置文書」『和歌山県史中世史料二』二号）。

(16) 畠山義綱官途状（史料編纂所蔵影写本「天野文書」）。河内畠山氏では当主ではないが、家臣である丹下盛賢に確認される（史料編纂所蔵影写本「小山文書」）。

(17) 大崎義隆官途状（「中條文書」『宮城縣史30資料編7史料集I』六二二号）。ただし大崎氏の官途状はこれ一通しか確認し得ていない。

(18) 吉良貞家官途状（「鬼柳文書」『岩手県中世文書上巻』二五八号）。また他には石塔義憲も出している。

(19) 一色範氏書状（「大日本古文書家わけ第五 相良家文書之一」一四四号）。ただし、形式は書状で任官を伝えたもので、挙状形式は今川了俊以降となる。なお了後の初出は応安六年（一三七三）。

(20) 前注（18）吉良貞家官途状。

(21) 斯波満持官途挙状（「飯野文書」『福島県史7古代中世資料』一六八号）。

(22) 大崎教兼官途挙状（「遠野南部文書」『岩手県中世文書中巻』六六号）など。

(23) 渋川教直官途挙状（「小鹿島文書」『佐賀縣史料集成古文書編第七卷』五七号）。ただこれは確実に渋川氏とわかる範囲であり、渋川氏発給と思われるものに大永元年（一五二一）十一月十二日付右衛門佐某官途挙状（「久池井走馬氏所蔵文書」『大日本史料第九編ノ十三』大永元年十一月十二日条）がある。

(24) 北畠顯家官途挙状（「相馬文書」『福島県史7古代中世資料』四三号）。

(25) 北畠親房官途挙状（「相良結城文書」『白河市史5古代中世資料編2』一三六号）。

(26) 北畠顯信官途挙状（「南部文書」『岩手県中世文書上巻』二二三号）。

(27) 新田義興官途挙状（史料編纂所蔵写真帳「水野文書」）。

(28) 常陸親王官途挙状（「大日本古文書家わけ第八 毛利家文書之四」一五二三号）。

(29) 五条頼元書状写（「大日本古文書家わけ第十三 阿蘇家文書之一」九〇頁）。

(30) 具体的には注（25）、（26）の形式で、官途申状に外題として「所被挙申也」と花押を書き込んでおり、前注（11）の足利尊氏官途挙状はこの官途挙状に淵源を求めることができる。

(31) 「松平結城文書」（「白河市史5古代中世資料編2」一七五号）。

(32) 今川貞世官途挙状（「伊東文書」『新編武州古文書下』三八号）。

(33) 今川範忠官途挙状（「美作伊達文書」史料編纂所蔵影写本）。

NII-Electronic Library Service

- (34) 今川義元一字状（「岡部長武氏所蔵文書」）『静岡県史資料編7 中世三』一五七四号）など。
- (35) 『群書類從第九輯』。
- (36) 前注（3）の大内氏の項参照。
- (37) 前注（3）池氏論文。
- (38) 大内教弘官途状写（「萩藩閥閱錄卷71 小野貞右衛門」）『萩藩閥閱錄二』三八号）。また一通しか確認出来ないが、政弘は豊後大友氏と同一形式の官途状を出している（「元重実氏所蔵文書」）『大分縣史料（8）』三七四号）。これは宛所の元重氏が大友氏一族で、その勢力下にあった家であつたために、あえて大友氏と同じ形式で出した、あるいはその形式を望まれた結果であろう。
- (39) 『太宰府・太宰府天満宮史料卷十四』長享元年十二月十日条。
- (40) 後述するように少弐氏の官途状も九州探題滅亡後出され始めるが、大内氏が官途状を出す前は推舉文言がない官途状であった（少弐政資官途状写「武雄鍋島文書」）『太宰府・太宰府天満宮史料卷十四』一一页）。
- (41) 『大日本古文書家わけ第十四 三浦家文書』七九号。
- (42) 「大内氏実録土代十四」（『大日本史料第九編ノ四』）七〇一頁）。
- (43) 『大日本古文書家わけ第八 毛利家文書之一』三〇四号。
- (44) 「佐甲家文書」（『下関市史資料編IV』）三号）。
- (45) 小早川隆景官途状（「因島村上文書」）『愛媛県史資料編古代中世』一八〇九号）。
- (46) 毛利輝元官途状（「小城藩士佐嘉差出古文書写」）『佐賀縣史料集成古文書編第二十六卷』一三九号）。
- (47) 松浦興信官途状（「史料編纂所架蔵謄写本「松浦文書類」」）。
- (48) 野中鎮兼官途状（「高橋元氏所蔵文書」）『大分縣史料（8）』六
- 官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）
- (49) 田原親宏官途状（「湯屋文書」）『大分縣史料（2）』四〇二号）。
- なお田原氏には大友氏と敵対して滅ぼされた親宏・親貫の一流と、親賢（入道紹忍）に代表される大友氏側近となつた一流とがある。後者が大友氏と同一の官途状・加冠状形式を用いていたのに対し、前者は大友氏と類似した官途状・加冠状形式を用いている。
- (50) 宗像氏貞官途状（「新撰宗像記考証」）『宗像市史史料編第二卷中世II』五八四二号）。
- (51) 侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。
- (52) 少弐政資官途状（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第三卷』九八号）。
- (53) 龍造寺隆信官途状（「鶴田文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第六卷』九四号）。
- (54) 大内義隆官途状（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第二卷』一一四号）、大内義隆一字書出（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第三卷』一二五号）。
- (55) 宗貞茂官途状（「史料編纂所架蔵写真帳「対馬古文書八四」」）。
- (56) 「宗家御判物帳歩行」（史料編纂所架蔵写本）。
- (57) 「長野康雄氏所蔵文書」（『大分縣史料（11）』二九七号）。
- (58) 足利義政御内書案（「昔御内書符案」）史料編纂所架蔵写真帳『大館記』所収）。なお発給者は義政ではなく義尚とも考えられるが、御内書を作成しているのが伊勢貞誠であり、この時点で貞誠は義政の許で活動しているので、義政発給と判断した。

四〇号）。

(49) 田原親宏官途状（「湯屋文書」）『大分縣史料（2）』四〇二号）。

なお田原氏には大友氏と敵対して滅ぼされた親宏・親貫の一流と、親賢（入道紹忍）に代表される大友氏側近となつた一流とがある。後者が大友氏と同一の官途状・加冠状形式を用いていたのに対し、前者は大友氏と類似した官途状・加冠状形式を用いている。

(50) 宗像氏貞官途状（「新撰宗像記考証」）『宗像市史史料編第二卷中世II』五八四二号）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(51) 少弐政資官途状（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第三卷』九八号）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(52) 龍造寺隆信官途状（「鶴田文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第六卷』九四号）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(53) 大内義隆官途状（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第二卷』一一四号）、大内義隆一字書出（「龍造寺文書」）『佐賀縣史料集成古文書編第三卷』一二五号）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(54) 「宗家御判物帳歩行」（史料編纂所架蔵写本）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(55) 「長野康雄氏所蔵文書」（『大分縣史料（11）』二九七号）。

侍身分でないことから特に官途状の形式をとらなかつたと考えられる。毛利氏でも商人・職人や厳島神主の棚守氏などには通常とは異なる形式の官途状を用いていた（毛利輝元官途状「野坂文書」）『広島県史古代中世資料編III』三二一號など）。

(56) 足利義政御内書案（「昔御内書符案」）史料編纂所架蔵写真帳『大館記』所収）。なお発給者は義政ではなく義尚とも考えられるが、御内書を作成しているのが伊勢貞誠であり、この時点では貞誠は義政の許で活動しているので、義政発給と判断した。

研究ノート

八四(二六八)

(59) 足利義政御内書案（「昔御内書符案」史料編纂所架蔵写真帳「大館記」所収）。

(60) 二月十六日付足利義輝御内書（「大友家文書」『大分縣史料』(26)四二八号）、永禄三年三月十六日付足利義輝袖判正親町天皇口宣案（「大友家文書」『大分縣史料』(26)二六〇号）。

(61) 足利義輝御内書案（『大日本古文書家わけ第二十一 蟻川家文書之三』六六三号）は正月日（天文二十二年）付であったが、「歴名土代」（湯川敏治編『歴名土代』）によると、朝廷における任官日時は閏正月二十七日となつてゐる。

(62) 「宣秀卿御教書案」（史料編纂所架蔵写真帳）に、口宣案では文明十六年十二月二十五日に大藏大輔に任じられた二階堂行名について、「十七年正月廿四日 勅許、日付事同前、旧冬之武家御免之故云々」との記述があり、勅許の日ではなく、武家御免の日で口宣案が出されていたことがわかる。

(63) こうした任官形態の先駆けとして、永正七年に比定される足利義澄御内書（「大友家文書」『大分縣史料』(26)四一二号）がある。これは義澄が義尹に敗れて京都を没落した後に出来たもので、そのため口宣案を伴わない任官となっている。

(64) 毛利父子の任官については『大日本古文書家わけ第八 毛利家文書之一』二九五～三〇一号参照。安芸国人については、足利義輝御内書（『大日本古文書家わけ第十一 小早川家文書之一』二一九号）、足利義輝御内書（『大日本古文書家わけ第十四 熊谷家文書』一三五号）、足利義輝御内書（史料編纂所架蔵影写本「天野文書」）など。

(65) 幕府と各大名等との交渉では、交渉者の家格によつて様々な形式が定められていた。例えば太刀の贈答における銘の有無や宛名書の書様などである。また、幕府から十分な礼を受けるにはそれ相応の御礼

進上を必要とした。十六世紀の幕府を通じてなされた任官でも、御札進上の多寡などにより、御内書のみの任官→御内書と口宣案発給による任官→御内書と室町殿袖判口宣案による任官というように、任官行為の格の度合いが上昇していくと考えられる。

(66) 沙門思淳書状（「玉燭宝典」紙背文書とその研究）続群書類從完成会、二〇〇二年）。

(67) 足利政氏官途状（「高文書」『古河市史資料中世編』六一二号）。

(68) 拙稿「常陸佐竹氏における官途」（『戦国史研究』四八号、二〇〇四年）。

(69) 市村高男「下野小山領の構造と北条氏の分国支配」（同『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版、一九九四年）。

(70) 佐竹義重官途状（「奈良文書」『茨城県史料中世編V』二六号）。

(71) 築田持助官途状（「戸張文書」『戦国遺文後北条氏編第四卷』三〇九九号）。

(72) 結城政勝官途状（「野口一久氏所蔵文書」『南河内町史史料編2古代中世』二八五号）。

(73) 多賀谷重経官途状（「石浜文書」『茨城県史料中世編III』一号）。

(74) 高城政次官途状（「吉野文書」『千葉縣史料中世篇諸家文書』三七五号）。

(75) 里見義頼官途状（「安田家文書」『千葉県の歴史資料編中世3（県内文書2）』二二号）。

(76) 宇都宮国綱官途状（「塩谷文書」『茨城県史料中世編V』二号）。

(77) 壬生家官途状（「黒子義夫文書」『鹿沼市史資料編古代中世』五四九号）。

(78) 小山秀綱官途状（「大久保英一氏所蔵文書」『小山市史史料編中

世』六一三号)。

(79) 阿川広勝官途状(「寺内文書」『栃木県史史料編中世一』一号)。

この皆川氏の官途状は後述する北関東系官途状の一つ「被下」を含み、古河公方形式とを合成した文言となっている。

(80) 足利長尾当長官途状(「川田市郎氏所蔵文書」『近代足利市史第三卷原始古代中世近世』二七三号)。

(81) しかし旧臣宛官途状の形式で一般的であったのは、後掲史料15のような「官途成之」という文言を用いたものであった。なおここで旧臣とは、十六世紀末に没落した領主の家臣であった、あるいは家臣であつたと主張する者で、江戸時代こうした旧臣同士で繋がりを持ち、

旧臣であると主張することで自らの家の由緒を誇っていた人々を指す。十七世紀以降にこうした旧臣宛官途状を出した家としては、小田・小山・壬生・宇都宮・千葉氏などがあり、慶長・寛永年間に確認される家としては高城・阿川・築田氏などが挙げられる。

(82) 上杉景勝官途状(「樋口文書」『新潟県史資料編5中世二』三五八五号)。

(83) 初見は元亀三年(一五七二)十月十五日付の上杉謙信官途状写

(「因幡志」『富山県史史料編II中世』一七九四号)である。それ以前にも長尾為景官途状写(史料編纂所蔵「伊佐早謙採集文書」)があるが、これは偽文書と思われる所以ここでは割愛した。

(84) 細川元有官途状(史料編纂所蔵影写本「三木文書」)。

(85) 本山政貞官途状写(「土佐國蠹簡集第三」『高知県史古代中世史料編』三一五号)。

(86) 長宗我部盛親官途状写(「土佐國蠹簡集第九」『高知県史古代中世史料編』八七四号)。

(87) 山名政豊官途状(『大日本古文書わけ第十五 山内首藤家文書』)

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について(木下)

一〇八号)、赤松政則官途状(「後藤文書」『兵庫県史史料編中世二』二二号)。

(88) 大友義鎮官途状(史料編纂所蔵影写本「貫文書」)。ただ大友氏の官途状の初見である親繁の官途状(一例としては大友親繁官途状写「田北一六氏所蔵文書」『大分縣史料』(25)四六二号)もこの形式であるが、時期的には足利家の御内書形式官途状が出されるよりも早い。本文で述べたように、実際に義教期から出していたのであれば問題ないが、大友氏のこの形式の官途状は、御内書形式とは無関係である可能性もある。

(89) 「春日文書」(『新修島根県史史料編1古代・中世』四三三頁)。

(90) 山内上杉顯定官途状(「『新潟県史』資料編中世補遺(1)」所収「江口文書」『新潟県史研究』(1)一九八六年)。

(91) 細川常有官途状(「白井家文書」『福井県史資料編2中世』二号)。

(92) 武田元信官途状(「白井家文書」『福井県史資料編2中世』二号)。

(93) 前注(38)参照。

(94) 宗貞国官途状(「梅野喜一郎氏所蔵文書」史料編纂所蔵影写本)。

(95) 『大日本古文書わけ第十四 平賀家文書』一一三号。

(96) 河野通直官途状(「二神文書」『愛媛県史資料編古代中世』一七四五号)。なお河野氏家臣の大野氏の出した官途状も同形式である。

(97) 村上通総官途状(「山野井文書」『愛媛県史資料編古代中世』二〇六〇号)。

(98) 小早川興景官途状写(「萩藩閥閲録卷168浦図書家来」『萩藩閥閲録四』九号)。ただ小早川隆景の官途状にはこの瀬戸内形式はほとんど見られない。

(99) なお毛利氏の初見は文明三年二月廿八日付の毛利豊元官途状写(「萩藩閥閲録卷39桂善左衛門」『萩藩閥閲録二』三六号)である。ま

研究ノート

八六(一五五)

た吉川氏には毛利氏から養子に入った元春以降確認され、小早川隆景と違つて毛利氏の官途状形式と全く同一である。

- (100) 「長野文書」(『栃木県史史料編中世』)二号。
- (101) 「若林文書」(『栃木県史史料編中世』)二号。
- (102) 「潮田文書」(『古河市史資料中世編』)九三七号。
- (103) 佐竹義重官途状写(「秋田藩家蔵文書」)『茨城県史料中世編IV』六二号。
- (104) 小田氏治官途状(「小神野文書」)『茨城県史料中世編III』一号。
- (105) 江戸重通官途状写(内閣文庫架蔵写本「水府志料附録」)。
- (106) 真壁氏幹官途状(「大関文書」)『茨城県史料中世編III』五号。
- (107) 小山高朝官途状(「飯村豊三氏所蔵文書」)『小山市史史料編中世』六五二号。
- (108) 壬生忠宗官途状写(「小田部庄右衛門所蔵文書」)『栃木県史史料編中世II』一〇号。
- (109) 高城胤則官途状(史料編纂所架蔵影写本「染谷文書」)。
- (110) 多賀谷政経官途状(「倉持文書」)『下妻市史料古代・中世編』二九九号。
- (111) 結城政朝官途状(「高橋神社文書」)『結城市史第一巻古代中世史料編』二号。
- (112) 佐竹義重官途状(「桜井啓司家文書」)『真壁町史料中世編III』一号。
- (113) 真壁氏幹官途状(「榎戸克弥文書」)『茨城県史料中世編III』四号。
- (114) 里見義頼官途状(「中野文書」)『千葉縣史料中世篇縣外文書』八九三号。
- (115) 築田助繩官途状写(「児矢野文書」)『戦国遺文後北条氏編第五卷』三六〇四号。
- (116) 結城晴朝官途状(「長田文書」)『結城市史第一巻古代中世史料編』一号。
- (117) 大掾清幹官途状写(「水府志料所収諸家所蔵文書」)『茨城県史料中世編II』二二三号。
- (118) 小山秀綱官途状(「池貝正一氏所蔵文書」)『小山市史史料編中世』六四一号。
- (119) 宇都宮国綱官途状(「高橋文書」)『栃木県史史料編中世I』二号。
- (120) 皆川広照官途状(「寺内文書」)『栃木県史史料編中世I』四号。
- (121) 『大日本古文書家わけ第八毛利家文書之三』一〇四二号。
- (122) 「黒子義夫文書」(『鹿沼市史資料編古代中世』)五五一号。
- (123) 『大日本古文書家わけ第十六島津家文書之三』一四二四号。
- (124) 『上井覚兼日記』天正三年正月七日条など。
- (125) 「神保文書」(『千葉縣史料中世篇諸家文書』)三〇五号。
- (126) 「小倉保太郎家文書」(『山梨県史資料編4中世1県内文書』)七三号。
- (127) これは苗字+仮名+名字を書き出す形式で、武田氏や信濃で出されていた名字状も同様な形式であった。具体的な例として、武田晴信名字書出(史料編纂所架蔵影写本「村田文書」)など。
- (128) 平林氏宛武田信玄官途状写(「平林文書」)『信濃史料第十三巻』三八二頁など。
- (129) ただ古河近辺の領主に宛てて出した北条氏繁の官途状は古河公方形式に近い(北条氏繁官途状写「関根文書」)『戦国遺文後北条氏編第二巻』一六二九号。
- (130) 前注(4)山室氏著書参照。
- (131) ただ北条氏の一字状は、足利将軍の一字書出と同一形式で固定さ

れていた（年月日・署名・宛所は有するが）。

(132) 前注（4）山室氏著書参照。

(133) 結城晴朝官途状（「長田文書」『結城市史第一巻古代中世史料編』二号）。

(134) 対馬宗氏では、天正十八年三月に重臣佐須景満を誅した直後に大量の官途状・名字状が出されている。官途状類が家中の動搖を抑える目的で出されていたことがここから窺えるだろう。

(135) 例えは寛政八年（一七九六）七月二十日付の毛利齊房官途一字状（史料編纂所架蔵写真帳「福原文書」）、弘化五年（一八四八）二月九日付毛利元運官途状（「伊藤家文書」『下関市史資料編IV』三六号）など。

(136) 史料編纂所架蔵写真帳「厚狭毛利文書」。

(137) 毛利氏分家では「任」の代わりに「申」や「称」を用いる場合もあつた。

(138) 河本福美「萩藩主毛利氏発給文書の変遷について」（『瀬戸内海地域史研究』第七輯、一九九九年）。

(139) 史料編纂所架蔵写真帳「反古廻裏見十六所収御馬廻御判物控」。

(140) 宗氏では加冠状や名字状は出されていたが、一字のみを書き出す一字状は十七世紀以前出されていなかつた。しかし官途状が出されなくなつた十七世紀後半以降出されるようになる。一字を与えるのは徳川将軍家が行っていたことなのでその影響であろう。なおこれらの問題に関しては、拙稿「対馬宗氏の官途状・加冠状・名字状」（『東京大学日本史学研究室紀要』十号、二〇〇六年）でも検討している。

(141) 小宮木代良「幕藩政治史における儀礼的行為の位置づけについて」（『歴史学研究』七〇三号、一九九七年）。

(142) なお立花氏では詳しく調査したわけではないので即断はできない。

が、毛利氏・宗氏よりも早く、寛永の忠茂期を最後に官途状が出されなくなつたようである。

(143) 前注（17）大崎義隆官途状、これは天正十二年十一月六日付で出された官途状である。また相馬盛胤の官途状と思われる文書（「相馬岡田文書」『福島県史7古代中世資料』四八号）は年号部分が破損していて年代未詳であり、天正以前に東北でも官途状が出された可能性もある（ただ盛胤は天正年間も活動しており、天正以降の発給であるとも言える）。他には天正十六年に比定される六月四日付葦名義広官途状写（『新編会津風土記卷二十七』『福島県史7古代中世資料』一二四号）がある。

(144) 一字書出については前注（34）参照。今川氏の発給文書は『静岡県史』などから氏親・氏真に至るまでに約千二百通が確認されるが、官途状は一通もない。

(145) 発給文書数としては、浅井氏（亮政・久政・長政）・朝倉氏（英林孝景・氏景・貞景・宗淳孝景・義景）がそれぞれ約二百五十通、北畠氏（満雅・教具・政郷・材親・晴具・具教・具房）・六角氏（高頼・氏綱・定頼・義賢・義弼）がそれぞれ約二百二十通を確認したがその中に官途状はなかつた。

(146) 前注（2）加藤氏論文。

(147) 中には官途を名乗らない一族もあつた。それは山内上杉氏や檜山安東氏である。山内上杉氏は「関東管領」、檜山安東氏は「日の本将军」という官途に代わるものを持っていたので、特に官途を名乗る必要がなかつたのである。なお山内上杉氏については、拙稿「山内上杉氏における官途と関東管領職の問題」（『日本歴史』六八五号、二〇〇五年）を参照。

(148) 蘭部寿樹「中世村落における官座頭役と身分—官途、有徳、そして」（『歴史学研究』七〇三号、一九九七年）。

官途状の形式とその地域的・時期的特徴について（木下）

研究ノート

八八(一五九)

て徳政」（『日本史研究』三二五号、一九八九年）、金子哲「村の誕生と在地官途」（勝俣鎮大編『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六年）など。

(149) 当初足利氏は二字を与える名字状を出していた。それが十六世紀になると一字を書き出す形式を見るようになる。それに合わせたよう

に、全国的に二字を書き出す形式から一字を書き出す形式が多くなる。

(150) それまで違う形式を用いていた、あるいは一字状を書き出していなかつた大名家が徳川氏と同一の一文字状を用いるようになる。陸奥伊達氏・出羽最上氏・筑後立花氏などである。また対馬宗氏などは名字状から一字状へ切り替えている。

抜き刷り募集のお願い

当編集委員会では、毎年「回顧と展望」号編集のため、ひろく文献を収集しておりますが、ご承知の通り、論考の数が年々増加しており、その入手にはたいへん苦労しております。

つきましては、一〇〇六年中に各雑誌、紀要、論文集等に論考を発表になられた方は、誠に恐れ入りますが、論考の抜き刷りまたはコピーを、是非史学会に一部ご寄贈いただきたくお願い申し上げます。

来年の「回顧と展望」号にむけて、各執筆者の便をはかり、編集作業の円滑を期するため、何卒ご協力下さいますよう宜しくお願い申しあげます。

史学会編集委員会